

定 款

制定	昭和38年10月5日	38企庁	第1029号
改正	昭和39年5月13日	39企庁	第498号
改正	昭和40年6月2日	40企庁	第661号
改正	昭和41年5月30日	41企庁	第698号
改正	昭和43年5月23日	43企庁	第552号
改正	昭和44年5月28日	44企庁	第564号
改正	昭和45年7月28日	45企庁	第1014号
改正	昭和46年6月28日	46企庁	第971号
改正	昭和47年5月26日	47企庁	第953号
改正	昭和47年6月21日	47企庁	第987号
改正	昭和48年6月30日	48企庁	第680号
改正	昭和48年10月15日	48企庁	第1248号
改正	昭和49年6月20日	49企庁	第744号
改正	昭和50年6月25日	50企庁	第645号
改正	昭和51年7月19日	51企庁	第848号
改正	昭和52年7月27日	52企庁	第949号
改正	昭和53年6月30日	53企庁	第1138号
改正	昭和53年7月19日	53企庁	第1126号
改正	昭和54年7月18日	54企庁	第953号
改正	昭和59年6月28日	59企庁	第987号
改正	昭和59年7月23日	59企庁	第972号
改正	昭和60年7月4日	60企庁	第1033号
改正	昭和61年7月1日	61企庁	第1102号
改正	平成元年7月14日	元企庁	第1038号
改正	平成3年7月8日	3企庁	第1439号
改正	平成4年6月24日	4企庁	第1531号
改正	平成6年7月7日	6企庁	第1453号
改正	平成12年1月28日	12・01・18企庁	第3号
改正	平成13年6月25日	13・06・25中庁	第1号
改正	平成14年6月26日	14・06・26中	第6号
改正	平成15年6月23日	15・06・23中	第13号
改正	平成17年6月28日	17・06・28中	第1号
改正	平成18年6月26日	18・06・26中	第7号
改正	平成21年6月24日	21・06・24中	第8号
改正	平成22年6月22日	22・06・22中	第5号

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、中小企業投資育成株式会社法（以下「法」という。）により設立し、名古屋中小企業投資育成株式会社と称する。

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 資本金の額が3億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受けおよび当該引受けに係る株式の保有
- (2) 資本金の額が3億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）または新株予約権付社債等（新株予約権付社債およびこ

れに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。) (以下「株式等」という。)の引受けおよび当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、または移転された株式を含む。)または新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、または移転された株式を含む。)の保有

(3) 引受対象株式会社の資本金の額の限度の特例を規定した法律に定める株式等の引受けおよび当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、または移転された株式を含む。)または新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、または移転された株式を含む。)の保有

(4) 前3号の規定により本会社がその株式を保有している株式会社(第2号に規定する株式会社を除く。)の発行する株式等の引受けおよび当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、または移転された株式を含む。)または新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、または移転された株式を含む。)の保有

(5) 前4号の規定により本会社がその株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)または新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営または技術の指導を行う事業

(6) 前各号の事業に附帯する事業

2 本会社は、次のいずれかの場合には、前項第2号、第3号または第4号の規定による株式等の引受けを行わないものとする。

(1) 本会社が株式を引き受ける場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社の資本金の額が法第5条第2項第1号の政令で定める額(本会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けることが特に必要であると認める場合において、経済産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額)を超えることとなるとき。

(2) 本会社が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)または新株予約権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時ににおいて、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の資本金の額が法第5条第2項第1号の政令で定める額を超えることとなるとき。

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 本会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

(株主総会等の決議の効力の発生)

第6条 本会社の代表取締役の選定および解職、監査役の選任および解任、定款の変更、合併、分割ならびに解散の決議は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業に関する規則の認可)

第7条 本会社は、事業に関する規則を定めるとき、またはこれを変更しようとするときには、主務官庁の認可を受けるものとする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第8条 本会社の発行可能株式総数は、600,000株とする。

(株券の発行)

第9条 本会社は、株式に係る株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第10条 本会社の発行する株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第11条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集要項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第12条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の決議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主またはその法定代理人は、その議決権の行使を他の者に委任することができる。

2 前項の場合においては、代理権を証明する書面を株主総会ごとにあらかじめ本会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事録は法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長および出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 本会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

- 2 取締役社長は、本会社を代表する。また、必要に応じて、取締役会の決議により、役付取締役のうちから、代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役の責任免除)

第25条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第26条 本会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第27条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

(監査役の責任免除)

第31条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役の責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第4

23条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 会計監査人の責任免除

第32条 本社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する会計監査人の責任を、法令の限度において免除することができる。

第 7 章 相談役および顧問

第33条 本会社に、取締役会の決議により、相談役および顧問若干名を置くことができる。
2 相談役および顧問は、本会社の業務について、取締役社長の諮問に応ずるものとする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第34条 本社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金の基準日)

第35条 本社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(期末配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本社はその支払いの義務を免れる。

2 未払いの期末配当金には利息をつけない。

附 則

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第1条 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律128号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債または新株引受権付社債についての、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律129号)第68号の規定による改正前の中小企業投資育成株式会社法第5条に規定する中小企業投資育成株式会社の事業の範囲および同法第6条に規定する事業に関する規程に関しては、平成13年法律129号の施行後も、なお従前の例による。